

文理学園校友会会則

施行 平成 26 年 1 月 25 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、文理学園校友会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、学校法人文理学園（以下「学園」という。）を賛助し、各設置校校友会と協力・連携し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学園賛助のために必要な事業
- (2) 会員名簿の整備及び管理
- (3) 会報、その他印刷物の刊行
- (4) 総会、講演会等の開催
- (5) 支部及び各設置校の校友会の結成促進並びに充実
- (6) 各設置校校友会の横断的な交流活動
- (7) 各設置校校友会との連携・協力
- (8) 各設置校、会員団体及び在学生に対する援助
- (9) 在学生に対する奨学金事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(本部及び支部)

第 4 条 本会は、本部を大分市一木 1727 の学校法人文理学園法人本部内に置き、必要に応じて支部を置くことができる。

2 財務管理及び経理を含む本部事務は、学校法人文理学園法人本部総務部校友担当にこれを委託する。

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会の会員として資格を得られる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校法人文理学園の設置する学校及び前身である法人の設置した学校を卒業及び修了した者
- (2) 前号の者を除く学校法人文理学園の教職員及び本会のために特に功労ありと認められた者で、役員総会において承認された者
- (3) 本会の趣旨に賛同し、役員総会において承認された個人又は団体。うち、学校法人文理学園が設置する学校の卒業生保護者については、ファミリー会員とする。

2 学校法人文理学園の設置する学校の在学生は準会員とする。

(会費)

第 6 条 本会の会費は、終身会費金 10,000 円とする。学校法人文理学園の設置する諸学校に進学した場合は、会費を二重に徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、日本文理大学一木会会員及び学校法人文理学園が設置する

学校の卒業生保護者については、終身会費金 5,000 円とする。

(連絡先等変更の届出)

第7条 会員は、その住所、氏名、勤務先等を変更したときは速やかに本会に届け出るものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
 - (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
 - (3) 第10条の規定により除名されたとき
- (退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(会員の除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、役員総会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の規定に違反したとき
- (2) 本会及び学園の名誉を著しく傷つける行為のあったとき
- (3) その他前各号に準ずる行為をしたとき

第3章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 代議員 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出方法)

第12条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、学校法人文理学園理事長又は総長が就任する。
 - (2) 副会長は、各設置校校友会の会長が就任する。代議員及び監事は、会長が推薦し、役員総会で承認を得る。
 - (3) 前号の役員のうち若干名は、学校法人文理学園の役職者の中から選任する。
- 2 前項第2号及び第3号の役員のうち、役職者で就任している者は、その職を退いた時は、役員職を失うものとする。
- 3 役員に選任された者は、本会に入会し、会費を納入しなければならない。

(役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。また、各設置校校友会にて審議された重要事項について、承認を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 代議員は、役員総会の決定に基づき会務を執行する。
- (4) 監事は、会計及び財産の状況を監査するほか、役員総会に出席し会務の運営について意見を述べることができる。

(会長職務の代行)

第 14 条 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位に従い、役員がその職務を代行する。

(役員任期)

第 15 条 会長を除く役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。

2 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、その補欠の役員を役員総会において選任しなければならない。この場合の任期は前項に規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第 16 条 役員は、無給とする。ただし、役員が役員総会に出席するために要する交通費は、その実費を支給することができる。

第 4 章 役員総会

(役員総会)

第 17 条 役員総会は、第 11 条の役員をもって構成し、議長は会長が務める。

2 役員総会は会長がこれを招集する。ただし、その構成員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、会長はこれを招集する。

3 役員総会を招集するには、会日より 1 週間前にその構成員に対し、議案を示して招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員総会は役員全員の同意を得ることにより、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(役員総会の成立)

第 18 条 役員総会は、その構成員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。ただし、委任状提出者は、これを出席したものとみなす。

(役員総会の審議事項)

第 19 条 役員総会は、次の事項について審議し、決議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (4) 役員選任
- (5) 会費の改定
- (6) 会員の除名
- (7) 会則の改正
- (8) 解散
- (9) その他重要な事項

(役員総会の議決)

第 20 条 役員総会の議決は、出席者の過半数で行い、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、会則の改正及び解散は、構成員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(役員会の議事録)

第 21 条 役員総会の議長は、議事録を作成し、議長が指名した 2 名の署名を得て保存しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(解散)

第24条 第19条及び第20条の規定により、本会を解散することができる。

(残余財産の処分)

第25条 本会の解散のときに有する残余財産は、役員総会の議決を経て、学校法人文理学園に寄付するものとする。

(会員に対する報告)

第26条 本会に関する諸般の事項は、会報、その他の適切な方法で会員に報告する。

附則

- 1 本会則は、設立発起人会開催の日（平成26年1月25日）からこれを施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第12条第2号の規定にかかわらず、設立発起人会で選任された者をもってこれに充て、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

附則

本会則は、平成28年5月29日からこれを施行する。